

- ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要
求した日
- 五 (略)
- 六 約束前の求職開始日以後の行政執行法人の役員としての在職状
況及び職務内容(約束前の求職開始日がなかった場合には、再就
職の約束をした日以後の行政執行法人の役員としての在職状況及
び職務内容)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 再就職先の名称及び連絡先
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十三 官民人材交流センターによる離職後の就職の援助(以下「セ
ンターの援助」という。)の有無
- 十四 センターの援助以外の離職後の就職の援助(最初に行政執行
法人の役員となった後に行われたものに限る。以下この号及び第
十五条第三項第十三号において「センター以外の援助」という。
)を行った者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容
(センター以外の援助がなかった場合には、その旨)
- 五 (略)
- 6 第三項の規定は、準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規
定による届出をした行政執行法人の役員であった者(離職後二年を
経過しない者に限り、準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の
規定による届出をした者を除く。)について準用する。この場合に
おいて、第三項中「届出に」とあるのは「準用国家公務員法第百六
条の二十三第一項の規定による届出に」と、「約束が効力を失った
」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなった」と、
「任命権者」とあるのは「離職した行政執行法人の役員の職又はこ

- 四 再就職の約束をした日
(新設)
- 五 離職予定日
- 六 再就職予定日
- 七 再就職先の名称
- 八 再就職先の業務内容
- 九 再就職先における地位
- 十 再就職の承認の有無
- 十一 官民人材交流センターによる離職後の就職の援助(以下「セ
ンターの援助」という。)の有無
(新設)
- 5 第二項又は第三項の規定による届出を受けた任命権者は、速やか
に、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。
(新設)

れに相当する職の任命権者を經由して、内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出)
第十五条 (略)

2 第十三条第二項及び第三項の規定は、

準用

国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出をした者(離職後二年を経過しない者に限る。)について準用する。この場合において、第十三条第二項及び第三項中「任命権者」とあるのは「離職した行政執行法人の役員の職又はこれに相当する職の任命権者を經由して、内閣総理大臣」と、同条第二項中「第四項第三号及び第六号から第十一号まで」とあるのは「第十五条第三項第七号から第十号まで」と、同条第三項中「約束が効力を失った」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなった」と読み替えるものとする。

3 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の行政執行法人の役員の職

四 行政執行法人の役員(非常勤の者を除く。次号において同じ。)

()としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日(以下「離職前の求職開始日」という。)(離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出)

第十五条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出をしようとする行政執行法人の役員であった者は、内閣官房令で定める様式に従い、離職した行政執行法人の役員の職又はこれに相当する職の任命権者を經由して、内閣総理大臣に届出をしなければならぬ。

2 第十三条第二項及び第三項の規定は、準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした者(行政執行法人の役員であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。)及び準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出をした者(離職後二年を経過しない者に限る。)について準用する。この場合において、第十三条第二項及び第三項中「任命権者」とあるのは「離職した行政執行法人の役員の職又はこれに相当する職の任命権者を經由して、内閣総理大臣」と、同条第二項中「第四項第三号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第十四項第六号から第九号まで」と、同条第三項中「約束が効力を失ったとき」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなったとき」と読み替えるものとする。

3 第十三条第四項(第四号を除く。)の規定は、準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条第四項第三号中「行政執行法人の役員の職」とあるのは「離職時の行政執行法人の役員の職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と読み替えるものとする。

- イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
- ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
- ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日
- 五 離職前の求職開始日があった場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容
- 六 離職日
- 七 再就職予定日
- 八 再就職先の名称及び連絡先
- 九 再就職先の業務内容
- 十 再就職先における地位
- 十一 求職の承認の有無
- 十二 センターの援助の有無
- 十三 センター以外の援助を行った者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容（センター以外の援助がなかった場合には、その旨）

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出）

第二十条 第十五条第一項の規定は準用国家公務員法第百六条の二十四第二項の規定による届出をしようとする行政執行法人の役員であった者について、第十五条第三項の規定は準用国家公務員法第百六条の二十四第二項の政令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第十五条第三項第七号中「再就職予定日」とあるのは、「再就職日」と読み替えるものとする。

（内閣総理大臣による報告等）

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出）

第二十条 第十三条第四項（第四号を除く。）及び第十五条第一項の規定は、準用国家公務員法第百六条の二十四第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条第四項第三号中「行政執行法人の役員の職」とあるのは「離職時の行政執行法人の役員の職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と、同項第六号中「再就職予定日」とあるのは「再就職日」と読み替えるものとする。

（内閣総理大臣による報告等）

第二十一条 (略)

- 2 | 準用国家公務員法第百六条の二十五第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 | 準用国家公務員法第百六条の二十三第三項の規定による通知に係る者 次に掲げる事項
イ | 氏名
 - ロ | 離職時の年齢
 - ハ | 離職時の行政執行法人の役員の職
 - ニ | 約束前の求職開始日（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）
 - ホ | 再就職の約束をした日
 - ヘ | 約束前の求職開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員（非常勤の者を除く。以下このへ及び次号ホにおいて同じ。）としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容）
 - ト | 離職日
 - チ | 再就職日又は再就職予定日
 - リ | 再就職先の名称
 - ヌ | 再就職先の業務内容
 - ル | 再就職先における地位
 - ヲ | 求職の承認の有無
 - ワ | センターの援助の有無
- 二 | 準用国家公務員法第百六条の二十四の規定による届出に係る者 次に掲げる事項

第二十一条 準用国家公務員法第百六条の二十五第一項の規定による報告のうち準用国家公務員法第百六条の二十三第三項の規定による通知に係るものは、当該通知に係る者が離職した時点で当該通知に係る約束が効力を失っていない場合において、当該通知に係る者が離職した時に行うものとする。

- 2 | 準用国家公務員法第百六条の二十五第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 | 通知又は届出に係る氏名
 - 二 | 離職時の年齢
 - 三 | 離職時の行政執行法人の役員の職
 - 四 | 離職日
 - 五 | 再就職日又は再就職予定日
 - 六 | 再就職先の名称
 - 七 | 再就職先の業務内容
 - 八 | 再就職先における地位
 - 九 | 求職の承認の有無
 - 十 | センターの援助の有無

- イ 氏名
- ロ 離職時の年齢
- ハ 離職時の行政執行法人の役員の職
- ニ 離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）
- ホ 離職前の求職開始日があった場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容
- ヘ 離職日
- ト 再就職日又は再就職予定日（準用国家公務員法第百六条の二十四第二項の規定による届出に係る者にあつては、再就職日）
- チ 再就職先の名称
- リ 再就職先の業務内容
- ヌ 再就職先における地位
- ル 求職の承認の有無
- ヲ センターの援助の有無

（在職機関の公表事項）

- 第二十三条 準用国家公務員法第百六条の二十七第四号の政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出に係る者 次に掲げる事項
 - イ 離職時の年齢
 - ロ 離職時の行政執行法人の役員の職
 - ハ 約束前の求職開始日（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）
 - ニ 再就職の約束をした日
 - ホ 約束前の求職開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員（非常勤の者を除く。以下このホ及び次号ニにおいて同じ）

（在職機関の公表事項）

- 第二十三条 準用国家公務員法第百六条の二十七第四号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 離職時の年齢
 - 二 離職時の行政執行法人の役員の職
 - 三 離職日
 - 四 再就職日
 - 五 再就職先の名称
 - 六 再就職先の業務内容
 - 七 再就職先における地位
 - 八 求職の承認を得た日
 - 九 求職の承認の理由

()としての在職状況及び職務内容(約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容)

離職日

再就職日

再就職先の名称

再就職先の業務内容

再就職先における地位

求職の承認を得た日

求職の承認の理由

二 準用国家公務員法第百六条の二十四の規定による届出に係る者

次に掲げる事項

離職時の年齢

離職時の行政執行法人の役員の職

ハ 離職前の求職開始日(離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨)

ニ 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職

開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職

状況及び職務内容

ホ 離職日

再就職日

再就職先の名称

再就職先の業務内容

再就職先における地位

求職の承認を得た日

求職の承認の理由